

保医発0210第1号  
令和3年2月10日

地方厚生（支）局医療課長 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録  
に関する省令の一部改正に伴う実施上の留意事項について

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第30号）が本日公布・施行されるが、本改正の趣旨は下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対し周知いただくとともに、適正に対応いただくようお願いする。

#### 記

保険医又は保険薬剤師（以下「保険医等」という。）は、その従事する保険医療機関又は保険薬局の所在地又は住所地（以下「所在地等」という。）が他の都道府県に変更となった場合、その都度、その旨を届け出ることとされていたが、同一地方厚生（支）局内における都府県間の所在地等の変更については、当該届出を不要とする。（保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和32年厚生省令第13号。以下「登録省令」という。）第16条関係）

なお、登録省令第8条第1項第1号に基づき保険医療機関又は保険薬局の開設者が管轄地方厚生（支）局長に届け出ることとされている管理者、管理薬剤師、保険医又は保険薬剤師の異動に関する届出については従来どおり必要であるので、念のため申し添える。